



始



宇野利右衛門著

職工策革新の機運

はしがき

我國大工場に於ける職工對策、即ち、
工業從事者に對する一般の施設

は、概して退歩したやうである。

事業の基本であり、經營の要素であるところの、勞働に對する重要視の程度が餘りに輕きに過ぎるやうである。

例へば、或る新しい人造絹絲の工場で、工場をしきりに建築し、機械の据附けに全力を盡して居られるところへ行つて、

「從業者の募集採用は何うなつて居ますか?。」

とお尋ねすると、

『從業者は志願者が多くて困つて居ります程で、男女の履歴書が五六千通

も集つて居ますので、呼び出しさへすれば立ちどころに、二千や三千の人を得ることが出来る見込ですから、必要に應じて呼び出すことにして居ります。』云々

と云ふ如き、極めてノンキなことを云つて居られるのである。

工場を此の地に設置する迄には、土地を選び、氣候を考え、水を選び、慎重な態度を取つて来て、工場の構造様式にも、最新の智識を應用し、機械の注文にも製作所を選び、嚴重な條件を附して契約したに不拘、土地や、工場や、機械よりも、

一層大切な生きた事業の要素

であるところの、従業者を入社雇傭するには、全くの無方針で、門前へ志願して來た、鳥合の衆の中から、簡単な健康診断や、メンタルテスト位で、

善良な人々を選択しやう

と云ふのは、極めて無謀であり、危険であるのではなからうか？。

職工を得ることが至難であつた、十年前、十五年前には、募集に關しての方針も各工場共、確實なものが樹立されて居り、待遇法や、訓練策の如きも、頗る完美であつたのが、今日の如く、

人が得やすく、集め易い

と云ふ時代になつては、新しい工場と舊い工場とを問はず、此の大切な事項を割合に軽く見る傾向になつたので、自然、募集にも確定した方針が無く、待遇の方法も退歩弛緩するのを免れないのであらう。

しかし、これは決して策の得たるものでないことは、吾人の言を俟たずして、工場當事者の方々の、熟知して居られるところであらう。

吾人は敢て今更らしく、これを論議しやうとするものでは無い。

それよりも進んで、現代の時勢に適合した、

新しくして有利な職工策

を、当事者の眼前に展開して現在の如き、無方針、無策を捨てゝ有利有効な新策の採擇をお勧めしやうと考へる次第である。

本書に記述した、吾人の所謂、

『新職工策』

なるものは、昭和毛糸一宮工場、其他二三工場の事例を理想化して、組み立てたものであるが、これこそ新しい工場にも、舊い工場にも、應用し得る、

有利有効な萬全策

であると信じ、一般の工場鑛山の当事者の方々に、御熟讀を切望する次第である。

昭和八年九月中旬 残暑焼くが如き日

著者識

職工策革新の機運

目次

- 一 總論 ······
- 一 緒言
- 二 農村更生の意氣
- 三 實學の希望
- 四 障碍の排除
- 五 進んで機運を助長せよ
- 二 第一に改むべき最大の無駄 ······

- 一 著 言
二 私的募集に因る無駄
三 養成の無駄
四 現在者手當金
五 総 結

三 新職工策に就て

- 一 著 言
二 公的募集と私的募集
三 工場側責任の加重
四 永續策
五 花嫁學校

六 従業者の訓練

- A 帝國製麻鹿沼工場の寄宿舎訓練法
B 共立モスリン館林工場の青訓主義

七 総 結

四 昭和毛絲一宮工場の新しい施設

- 一 著 言
二 健實な募集新策
三 高女卒業生の採用
四 男女同食卓
五 一齊日記つけ
六 総 結

五 新職工策實行問答.....八二

一 緒 言

二 土地の人々

三 女中奉公の利害

六 新職工策類似法實例一斑.....九七

一 緒 言

二 日清紡績濱松工場の事例

三 日本化學製絲の事例

四 東洋紡績三本松工場の事例

五 総 結

職工策革新の機運

宇野利右衛門著

一 總 論

一 緒 言

茲に云ふところの、

職工策

と云ふのは、工場の經營に必要な丈けの人數の從業者を雇入れて、これに技術を習得せしめ、さうして其の人を、満足と感謝とを以て働かしめて行くことで、つまりより良き勞力

を得て、永く、

工場の事業の爲めに最善の勞働を爲さしめる

ことであるのである。

然々我が工業界に於ける、從來の職工策を見るに、これ等の方策が決して完全にして、最良のものとは稱し難いので、各種の方面から觀察して、多くの缺陷を有し従つて重大なる、

無駄を敢てして居つた

のである。

さうして斯した缺陷を充足し、斯うした閑却されつゝあつた無駄を排除して眞に良き職工策を樹立すべき

機運が、今や我が國民生活の事情から、春の朝の潮の如く、

高鳴り、押寄せ來りつゝある

のを、吾人は認識せざるを得ないのである。

斯うした時勢の推移を名づけて、吾人は敢て、

職工策革新の機運

と云ふのである。

イザ、茲に少しく、其の高鳴り、押し寄せつゝある、

時勢の風潮

なるものに就て説明し、進んで此の風潮に伴ふて、如何に良き職工策を樹立して工場事業の根蒂を確立すべきかに就て記述して見やう。

二 農村更生の意氣

一般農村に於ける、經濟的行詰りの結果、農村を借金の苦しい境遇より解放して自由の樂土に更生せしむべき運動

は、今や全國の津々浦々、山の奥、海の邊りまで、草木を靡す朝風の如くに、澎湃として天地に満ち充ちて居るのである。

農村の人々は或は營々として山を拓き、荒蕪地を切り開いて、

果樹園と化し、田圃と爲さん

として努力し、或は、絶対に浪費を慎みて、貯蓄の増殖を申合せる等、勤勉力行して、只管自村の、

經濟的更生を計りつゝある

のである。

斯うした、愛國愛村の意氣に燃ゆる青年少女は、努力すべき事業を求めて、農村より以外へも、溢れ出さんとしつゝあるのである。

これ等の、

純真にして意氣の燃ゆるが如き青年少女

こそ、工場に入れても、

より良き從業者

であつて、勤勉にして、しかも良き技術を習得し得べき見込ある、良材良器であるのである。

從來、都會の落伍者の中から集め取つた從業者の多くは、其の素質に於て既に、大いに缺陷があつたのである。

加之、周旋人と云ふ營利的紹介者が此の中間に介在して、更に惡質の者を集め來つたのであるから、現在の多數工場の勞力は、

根源に於て良からざる

條件を有することを免れないものである。

されば、如何なる良き方策を實行しやうと思ふても、決して十分にこれを決行實現することが出來ないのである。それ故、現在の不良分子を淘汰して、漸次、

更生の意氣に燃える、純眞な農村漁村の青年少女を工場に採用し

て、其の素質から、善良なものを以て築き上げる様に、計畫して實行しなくてはら

のである。

六

三 實學 の 希望

第二は、從來の青年少女は、

學問の爲めの學問

を希望したものである。即ち、實力は何うでもよい、何々學校の卒業證書を得ればよいのであつた。

又た學科の選擇にしても、

技術の學問よりも、理屈の學問を主としたものであつた。

然るに現代の青年少女の多くは、

空名よりも實力を望む

趨勢が盛んになつて來た。

今の青年少女の中には、親達ちに迷惑をかけないで、自分が、働きながら學問をする

ことを心懸ける人々が多くなつて來たのである。

これは、今昔の學生の志望に於ける、

著しい變化

であつて、工場經營者の、採つて善用すべき好材料であるのである。

即ち、彼等をして働きながら學ぶと云ふ、希望到達の途を拓いてやることに依つて、多くの前途に望みのある、

有爲の青年少女を工場に入れて働かせることが出来るのである。

さうして、より良き素質の從業者を以て工場を充し得て、

七

より有利なる事業經營を爲し得る

ことが出来るのである。

四 障碍の排除

以上の如き二つの重大なる思潮の變化は、容易に、從來の工場にわだかまれる、種々の弊害を矯正し

得て、より良き從業者を得、より有利なる經營を爲し、

事業の根本を確立する

ことが出来るゝ吾人は信するのである。

さうして、斯うした新しい時勢の潮流に巧みに棹さして、
新職工策を樹立

しやうとするには、如何なる困難を排しても、斯うした新機運を、

妨害するところの種々の障碍

即ち、例之ば、

- 一 周旋人、募集人を全廢すること
- 二 經驗のみに依つて立つ、無學の上役を退かしむること
- 三 絶對服従主義と云ふ如き、壓制々度を廢すること
- 四 勞働商品主義の舊思想を打破すること

等々であるが、特に第一の、

周旋料を支拂ふて人を募集する

事を第一に廢止しなくてはならぬのである。

蓋し、此の、

有料募集と云ふこと

が、素質の不良な從業者を工場に入らしめる、

最悪の原因

であるのであるからである。

五 進んで機運を助長せよ

以上の如く、先づ工場に於ける、此の新しき、
機運を障害するものを除き

さうして、進んでは、

此の機運を助長する施設を爲し
て、時勢に適應し、時代の風潮に順應した、
新しき職工策を樹立實行する

のが、賢明なる工場經營者の當に爲すべき、上々の方策であると思ふのである。

それには、先づ、

- 一 私的募集法を廢して公的募集法を探り、可成的農村より、純真にして更生の志に燃ゆる青年少女を採用すること
- 二 工場に於ても、事務所に於ても學問の素養あり、研究心に充ち満てる職員を使用すること
- 三 實用的の研學機關を設け、若くは外部の學校への通學の途を拓き、學問志望の青年少女の志を達成せしむること
- 四 シツカリした、實際的の訓練を施し、善良なる國民たらしむること等々があるのである。

要するに、今の非常時日本は、工場の經營上に於ても、
更生革新を爲すべき
の好時機であつて、此の國民を舉つての、
更生の意氣を助長し

て、以て自工場内の、

不良分子を排除し

て、より良き、

善良な分子のみを以て充す

ことに対するのは、極めて賢明な要務であると思爲して、一般工場鑛山の當事者の方々の再考三思を吾人は切に希望して己まさる次第である。

(昭和八年八月二十日 今治市の旅宿にて)

二 第一に改むべき最大の無駄

一 緒 言

無駄排除と云ふことは、不況時の工業界に於ける、最も主要な要務である。故に此の事の實施に就ては各社工場、事業場共、頗る苦心し、精密なる調査を凝らし、思ひ切つた實行を爲しつゝあるやうである。

さうして、自らそれに満足して、

『我が工場の事務には充分に無駄排除が實行してあつて最早一つの無駄もない。』

と自負して居られる當事者が多いやうである。

けれども此の満足は、所謂井蛙の見であつて、まだく改善し、排除し、整理すべき無駄は多く存在して居るのである。

つまり、これ等の人々の満足は、單に、

現在の施設の上に固着して居る満足であるに止まり
廣い、徹底的の見地から云ふ時は、未だ大いに爲すべきことが残つて居るので
ある。

現に、事業の基本たる、

職工從業者の雇入れ方法

の如きでも、大抵の工場當事者は曰く、

『私のところの職工事情は、極めて良好であります、近年全く募集など
と云ふことを行つた事がありません。』云々

と、即ち、自工場の從業者を充實せしめるには、

募集などと云ふ無駄なことをせずとも、十分に集め得る
と満足して居られるのである。

しかし、實際を調査して見ると、

一 募集人とか、募集事務所とか云ふ如きものを地方に常置して、これが
爲めに少なからぬ費用を支出して居る。

とか、或は、

二 雇入れた職工が、間もなく退社し去り、無駄な募集費と、養成費とを
使ひ、しかし不熟練なシロウトのみ多く使用して居なくてはならぬ。
とか、若しくは、募集人に對して、

三 現在人員手當、即ち彼が周旋募集した職工の中、現在勤務しつゝあ
る人數に對する手當金給與の制度、と云ふ如き、時代後れの方法を今
尙存續しつゝある。

と云ふ如き、大なる無駄を行ひつゝある如き事例があるのである。
これ等の人々の考えでは、

これ等の事柄は無駄では無く、必要な事務であると思つて居られるのである。

これが即ち井蛙の見であつて、以上の三つの事項の如きは、

廢しても差支えのない、寧ろ弊害とも云ふべき無駄である

のであつて、これ等を全廢、若しくは、

始めから全く行はずに、しかも都合よく事業の經營を爲しつゝある實例があるのである。

さうして見ると、無駄と云ふ無駄を全部排除して仕舞つたと信じて居られるところにも、尙ほ大きな、無駄が存在して居るので、決して、

これでもう十二分である

とは満足して居られないのであつて、尙根本的に考え徹底的に研究してこれ等の、大きな無駄を排除しなければならぬ

のである。

吾人は茲に少しく、上に挙げたやうな各種の、

職工雇傭上の無駄

が閑却された最大最重の無駄である所以を論述し、進んでこれが改善の方策と記述して見やうと思ふのである。

二 私的募集に因る無駄

私的募集法即ち、從來の職工募集方法であるところの、

募集人を使って、個々の父兄を勧誘し、職工を募り集める方法

は、今尚ほ大多數の工場に於て採用されて居る方法であるが、此の方法に於ては枚舉することの出來ない程の、無駄があり、弊害が伴ふたのである。

甚しい弊害は、先年、

労働者募集取締法

が制定施行されて、官憲の取締が嚴重になつてから、跡を絶つたやうであるが、少
さな目立たなくつて、しかも大きな損害となるやうな弊害は、今尚ほ存在して、工
場の當事者及び職工並に其の父兄を惱して居るのである。

其の證據には、

募集費の高い女工程質が悪い

と云ふのは、纖維工業界に於ける、動し難い定評となつて居るのである。

それはつまり、募集人が募集して來る職工は、良家の子女は少く、多くは貧しい
教養のない捨て育ちの娘達を、

旨い事づくめで勧誘して、募集人が口車に乗せて連れ出して來る
のであるから、品性も、育ちも、人がらも、教育の程度も、比較的に、
劣等なものが多い

のは争はれぬ事例であるのである。

加之、此の募集人なる奴輩が、極めて低級の品性の人々であるので、今では甚しきは無いが、纖維工業の盛んなりし頃には、隨分横暴を極めて、

工場の當事者を惱したもの

であつたのである。

現今でも其の餘弊は尙ほ少なからず存在して居て、種々無理な要求を工場に持ち
出し、思ひ掛けない無駄なものいりを會社にかけて居るのである。

以下は、私的募集法から來る弊害の、ホンノ概要丈けを述べたに過ぎないので、
其の委曲に至つては吾人の説述を俟たずして、周知のことであると思ふのである。

三 養成の無駄

以上の如き、不良の募集從事者が、旨いことづくめで口車に乗せて、工場へ行き

さへすれば、遊んで居ても金が儲かるやうに、

空想の夢を見て來て居る彼等や彼女等の多數者は、勿論始めから、

それだから、眞面目に、
眞面目に労働する意志

なんぞ極めて薄弱なのであり、唯だ望むところは割合に樂でしかも金儲けの多い職業が得たいと云ふ考へが、最も強いのである。

職業的教養を施し、良い職工に養成しやうとしても、其の眞面目な教習を嫌つて逃げ出すもの、若しくは、折角教習を受けても、卒業後間もなく逃げ出すと云つた様な工合に、
大きな損失がそこに存在して居る

のである。

紡績業に徹夜業のあつた頃は募入した職工の約三分の一一位しか、半年以上續く者は無かつたのである。現今に於ては、大分良くなつたが、それでも尚ほ一年以上續く者は、募入者の、

約三分の一一位しか無い

と云ふのは、謬でない現實であるのである。

斯うした大きな無駄、大きな損失は、些々なる、

用品の節約位の問題

では無いので、速かに何とかしてこれを排除しなければならぬのである。

これを、從來の慣例として、

己む得ざる事故

として、顧みないと云ふことは、當事者としては大なる、

不忠實な行爲である

と云はれても、仕方がないではあるまいか？。

四 現在者手當金

更に、募集困難時代の遺物であるところの、

現在人員手當金

を、今尚ほ存續支給しつゝある工場があるに至つては、

時代後れの大なる無駄

として、寧ろ驚かざるを得ない次第である。

此の現在手當と云ふのは、職工を募集して來た時に、一人に付何圓かの手數料を支給する外、毎月其の募集人の募入した職工の、

現在員一人に付何十錢かの手當金を支給する

ことであるのである。

尙ほ此の手當金には、

百人以上、二百人以上と云ふ多人數の場合には、一人當り何錢かの割増が附き

それから、其の中に、

二年以上の勤續者、三年以上の勤續者のある場合には、其の勤續者一人に

對して、更に何錢かの割増手數料を附加する

と云ふ様に、極めて複雑に規定されて居て、

募集人をして遊んで居ても多額の金が得られる

と云ふボロイ仕掛けになつて居るのである。

此の手當金の出來た理由は、

募集人が入れた職工が永續するやうに

と望んだのに外ならぬので、現在の當事者の中には、

此の制度を廢止にしたら、職工の永續が止まる

やうに思つて、これを廢止にすることを肯じない人々もあるのであるが、それは全くの認識不足であつて、現に、

日清紡績の諸工場

に於ては、一部の人々の激烈なる反対があつたに不拘、思ひ切つて、

斷然廢止にされた

ところが、現在の募集人制度に於てさへ、何の支障もなく募集事務は進行して居るのである。

况んや、公的募集法を實行して、

募集人を置かないことにすれば、これ等の無駄は全部排除される

のである。

現在に於ては、十年以前に比して、此の手當金の額は一般に減じて居るが、それも、

半ヶ年間に一工場當り五千圓乃至一萬五千圓位

の、此の種の支出を爲しつゝある工場は、尙ほザラに存在するのである。

何と云ふ馬鹿々々しい、

大きな無駄であらう

か、斯の如き無駄が、今尙ほ行はれて居るのは、寧ろ不思議とすべき事實であるのである。

五 総 結

以上は吾人が、僅かに、

私的募集法に於ける無駄の一斑のみ

を記述したものであつたが、これが、

何うしても改めることの出来ない事實

であるなれば致方がないが、吾人の所謂、

公的募集法

若しくは、

公募集法

を實行しさへすれば、全部排除し得べき無駄であるとすれば、職に忠實なる當事者は速かに此の、

公的募集法の研究實行に力め

て、以て此の大きな無駄の排除を心掛けらるべきであるのである。

(昭和八年七月十四日 大掃除の日)

三 新職工策に就て

一 緒 言

頃日、中國の某地に大工場を創設しやうとする、某大會社の主腦者から、

新職工策

即ち、先づ、

一 如何にして善良なる男女の從業者を大多數に募入し得べきや
と云ふこと、それから、次に、

二 募集し得たる從業者を、如何にして勤績せしめ得べきや
と云ふこと、最後に、

三 これ等の大多數の從業者と、如何にして平和協調を保ち行くべきや
等々と云ふ、職工策の、

根 本 問 題

就て、吾人の意見を求められたのである。

吾人はこれに對して、決して、

新職工策と云ふ程

の、新奇のものでは無いが現在抱懷して居る、方法上の愚見を記述して、答申して置いたのであるが、これは單に、

新しい大工場にのみ適用し得べきものでは無くして、在來の中小工場に於ても、

職工策上の参考と爲し得るものであると信するから、茲にそれを掲げて、一般工場、事業場當事者の御一覽に供したいと思ふ次第である。

二 公的募集と私的募集

工業に從事する男女の職工を募集する方法に、

公的募集と云ふこと

と、

私的募集と云ふこと

との二つがあると思ふのである。

第一の公的募集と云ふのは過般本資料に於て、其一班を紹介した、

昭和毛糸一宮工場の募集法

の如き、或る限られた、何ヶ町村かの、

農村の公吏、有力者

と交渉して、其の代表者の來場を求める、十分に自工場の、

施設なり、事業なり、所得なり、待遇法なり、教育法なりを見聞せしめ、理解せしめた上で、

農村なり、漁村なりの振興更生の一策として

青年、少女の舉村入社を勧誘することゝし、總ての交渉、契約、送金等のことも、

町村役場との間に於て行ひ

毎月何回か、公吏、校長、有志者等が工場に來社し、工場よりも毎月町村に往來して常に工場と町村との間に連絡を保つて行くと云ふ如き方法であるのである。

次に第二の、

私的募集と云ふ方法

は、從來各社がやつて居た、普通の募集法で、即ち、募集人を使つて、青年少女の父兄と交渉し

て、其の父兄の承諾の下に、本人を工場へ連れて來るのである。

此の二つの募集法に就て、其の利害得失を比較して考えて見ると、前者には次の如き多くの利益があるのである。

一 時勢に適應して居ること

即ち、現今はいづれの農村も、

自力更生

の爲めに、相當に努力しつゝあるので、此の時を利用して、

農村の收入の増進を計る一方法として、舉村の青年若しくは少女を、

何年間か工場へ來らしむると云ふこと

を勧誘することは、村の公吏としても、決して耳を借さないと云ふ如き、馬鹿なことでは無いのであるから其勞働條件なり待遇法なり所得なりを一應調査した上で、良いと云ふことが諒解されば、村人を勧誘して、募集に應すべく盡力することは當然なことがらであるのである。

二 同時に同所より多數の應募者を得らるゝこと

以上の如く、町村の公吏若しくは有力者が、町村の收入増進の爲めに、舉

村の青年少女を應募せしめるのであるから、同時に同じ町村から、善良な素質の青年少女を多數に得ることが出来て大いに便利なのである。

三 應募費の要らぬこと

第三の利益は、町村と會社との間の、公けの募集なのであるから、私募集に於けるが如き、

- 1 應募人に對する周旋料
 - 2 應募者の仕度料
 - 3 前借金
 - 4 旅費の立替へ
- 等々は全然不用なのであつて、此の種の損失も皆無であり、一人當りの、
募集費は殆んど要らぬ
のである。

四 永續性あること

以上の如く、町村の公吏若しくは、有力者が常に工場に出入して、其の實狀を見聞し總ての事情を理解した上で、町村の收入増進の爲めに勧誘して應募せしめた者であるから、從來の私募集に於ける如き、

募集人が柵から牡丹餅が落ちるやうな旨いことづぐめ

で、口車に乗せて引出して來たのと違ふから、聞いたのと實際とは天地雲泥の異ひがあるなどと云つて、苦情を鳴らし、まだ十分工場生活に慣れない前に、遂げ歸る者が多いと云ふ如きことも無く、又た村長様なり、校長先生なりの世話になつて來たのであるから、中途で歸つてはこれ等の方々に合す顔が無いと云ふ如き義務の念も働いて、辛い事も、辛抱すると云つた工合で、元來から永續性を有つて居るので、たしかに從來の、

私募集に見る如き弊を除くことが出来る

のは、昭和毛糸一宮工場の事例を承つても、確實なことである。

のである。

五 健康者を選択し得ること

健康者の選択と云ふことは、工場の爲めにも、又た本人の爲めにも、最も大切な基本條件であるのであるが、此の公募集に於ては、

町村醫を嘱託醫として置いて、嚴密な健康診断を行はして、豫め健康者を選抜して工場に送らしめることが出来て、少し良くないところがあるけれども、折角遠方から來たものを一人丈け歸すのは可愛想だから、假り採用にして置かう

などと云ふ理由で弱い體質の者を入社せしめて、後日の双方の迷惑を出すと云ふ如き弊を全く無くして仕舞ふことが出来るのである

六 永く其地を勢力供給の根據地となし得ること

斯う云ふ風にして、五年なり、十年なりを経過して、

何百人かの従業者が入社し

て、相當な金額を年々農村へ送り、それが爲めに、幾人かの、貧乏な小作人が自作農になる

と云ふ事になれば、其の町村と工場との間は、

益々親密になつて行き

姉が歸れば、妹が來ると云ふ工合に、永く引續いて因縁が堅く結ばれて行き、其の上、

歸つた姉や従姉が一家の主婦として相當な成績を示すと云ふことになれば、招かずとも、

我れも我れも入社を志願する

ことになつて、これこそ眞に、

労力供給の根據地として頼むに足るやうになるのである。

以上は、公的募集の私的募集に比して、勝れて居る主要な要項であるが、これだけの事項が完全に實現されたならば、それ丈けでも既に、從來、

募集上の困難な事情

として、除去することの出來なかつた、

諸種の缺點

を打破矯正し得て、労力供給上の、
一新紀元を招き得る

理由である。

此の外に、從業者と郷里との、不斷の連絡交通に依つて、

思想の悪化、品行の墮落等

をも防止することが出来、尙ほ其上に所謂、

勞資の協調をも圖ることが出来る

のである。

私的募集の方は、從來行はれて居て、諸種の惡弊を醸し、幾多の缺點を生じて來たのであるが、殊に、

一 募集人に依る種々の弊害

二 募集費用を少なからず要すること

三 非永續的であること

四 思想の悪化を來し易きこと

五 同地方より大多數の人員を集めること困難なり

等々は、最も重大な缺陷であつて、

労力供給の基本的改善

としては、是非何等かの新しい道を開拓しなくてはならぬ必要に迫られて居るのである。

然るに、

昭和毛糸の當事者諸氏の發意に依つて、斯うした新しい方法が實行されて、しかも良好なる成績を示して下されたことは、誠に、

労働者募集法の上に新機軸を出され

たものであつて、斯界の爲めの、

一大福音である

と認めて、吾人は一般工場鑛山の當事者の方々の、

深慮熟考

を切望する次第である。

三 工場側の責任の重大

以上の如く、吾人の所謂『公的募集』は、從來の私的募集に比して、大いに勝つたものである

ので、殊に、

新たに大工場を創設して、大多數の人員を募入せんとする

ところの、所謂、

新設募集の場合に於ては、最も効果の著大であるべきこと

を斷言して、これを是等の新工場の經營者諸氏に勧めんとするものである。しかし、此の方法の採用に就ては、これに伴ふて、

工場側の責任の重大せること

を覺悟しなければならぬのである。

何故なれば、此の公募集に於ては、

町村の公吏と約束して、其の村の青年少女を何年間か借用して來たのであるから、其の雇傭契約期限が満了して、これを故村に送り還す時には、當初の善良さを失はず、且つ其の経過年限に相當する修養を受けた成人として、其の町村に返還しなければならぬのである。

故に、從來の優遇法よりも更により深き注意を以て優遇し、

一、健康をよく保全すること

二、品性の向上、完成を圖ること

三、國民としての立派な人格を養成すること

四、男子にありては、一個の技術者として、世に立つに足る教養を施すこと

五、女子にありては、農村の主婦たる家事教育を與へること

と

六、女子の品行を保護し、男子の墮落、浪費の惡風を防止すべく盡力すること

等々の保護的施設を、細心に精密に計畫實行しなくてはならぬのである。

若しこれ等の保護を怠り、若しくは、惡風を傳染せしめたならば、

折角の良法も有終の美を獲めることが出來ず

して、得たる募集地は、久しうからずして、

土崩瓦壊して仕舞ふ

であらう。

(昭和八年五月二十五日夕 濱松市の客舎にて)

×

×

×

四 永續策

第二の問題は、斯うして多數に、

募集し得たる從業者を、如何にして勤續せしめ得べきや
と云ふことである、がそれは前にも云つた通り、此の、
と云ふことである、がそれは前にも云つた通り、此の、

公的募集に依つて集め得た人々

は、町村長や、校長先生、若しくは村の有力者が常に工場に出入りして、獎勵し、
力づけて居るのであるし、親達から音信も絶えず聞き得るのであるから、決し
て工場生活に慣れない内に、逃げて歸ると云ふ如きことはないのである。

自村の更生の爲め、村の收入を増すべく、

選れて工場へ來た

自分でると云ふ、使命感が彼等や、彼女等の頭の中に嚴存して居るから、中途で
歸つては、村の人々に、

顔が合されない

と云ふ、責任感が働いて、自然に引止め、勤續せしめて、

工場生活にも馴れ、仕事の面白味も感じて来る

と云ふ風に、いつの間にか半年や一年は過して仕舞つて、もう左様に激しい里心も
起らぬと云う様に、工場になじんで來るのである。

從來の私的募集に於ては、募集人が、

棚牡丹的の旨いことを云つて、口車に乗せて連れて來る

のであるから、

聞いたのと實際とは雲泥の相違がある

と云ふので、不平を鳴らし、苦情を唱え、其の結果は里心をおこして、歸郷する者
が多いのであるが、公的募集に於ては、

斯うした誤解や、苦情は全くない

のであるから、一番六ヶ敷い、此の工場生活に慣れる迄の危機を、安々と過すこと

が出来るので、大いに、

永續的である。

と云へるのである。

其上、同じ村に生れ、同じ學校に學んだ朋友と一緒に來て居るのであるから
樂しく仲よく助け合ひ、慰め合ふて辛い仕事も馴れ得る

と云ふ特長もあり、始めから

永續性を有して居る

のである。

しかし、元來が嫁入前の娘達ち、結婚前の青年達ちであるから、其儘、
十年も二十年も勤續せしめる

と云ふ理由には行かないのである。

娘達ちは婚期が來れば歸郷せしめ、青年達にも、相當の年齢になれば家を持たす

やうに仕てやらねばならぬのである。

茲には、青年のことは暫らく置いて、娘達の事のみに就て云ふと、

小學校卒業後、嫁入り迄の五年間

を、工場に於て働かしめ、其の五年間に、

一人前の花嫁としての教育を施す

ことにすれば、工場も當人も、誠に、

好都合である

のである。

さうして、五年を過ぎれば歸郷せしめて、
妹や従妹と代らせる

ことにするのである。

五 花嫁學校

公的募集に於て、何ヶ町村かの娘達ちを連れて来て、

五年間

確實に勤務せしめることにし、其の五ヶ年間に於て、其の娘を教育して、

一人前の花嫁としての資格を養成する

ことにすれば、何等かの彼女等の家庭若しくは身上に變事の起らない以上は、先づこれ丈けの年限間は勤続する

ものと見做してもよいだらう。

そこで、其の花嫁として資格を養成するところの學校であるが、其の模範は、

昭和毛糸株式會社彌富工場

の、

昭和彌富女學校

である。

彌富工場は、關西線彌富驛前に在る、

大毛糸紡績工場

であつて現在一千五百餘名の女工を使用して居る、前記一宮工場の兄工場である。

同工場に於て、始めて公的募集が創始されたので、一宮工場の方は後に、同じ人事係長が行つて、其の方法を純化したまゝである。

此の工場の上記女學校の學則を示さう。

昭和彌富女學校學則

第一章 總 則

第一條 本校は國民道徳を基礎とし婦道の大本を涵養し且つ日常生活に必須なる智識技能を指導啓發するを以て目的とす

第二條 本校は昭和彌富女學校と稱し愛知縣海部郡彌富町大字五明千五百十九番地
昭和毛絲紡績株式會社彌富工場内に置く

第三條 本校に普通科及高等科を置く

第一章 修業年限、學年、學期、休業

第四條 各科の修業年限左の如し

一、普通科	二ヶ年
一、高等科	二ヶ年

第五條 學年は四月一日に始り翌年三月三十日に終る

第六條 一學年を三學期に分つこと左の如し

第一學期	自四月一日	至八月三十一日
第二學期	自九月一日	至十二月三十一日

第七條 本校の休業日左の如し

第三學期	自一月一日	至三月三十一日
------	-------	---------

第八條 本校の學課目及課程教授日數學業時間

二、日曜日	自八月一日	至八月三十一日
-------	-------	---------

三、夏期休業	自十二月二十五日	至一月七日
--------	----------	-------

四、冬期休業	自十二月二十五日	至一月七日
--------	----------	-------

第九條 本校の學課目及課程教授日數學業時間

第十條 本校の學課目及課程教授日數學業時間

學科課程表

普通科

學科年及 科目	修身	國語	算術	歷史	地理	音樂	體操	家事	裁縫
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一
國語	一	一	一	一	一	一	一	一	一
數學	一	一	一	一	一	一	一	一	一
歷史	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地理	一	一	一	一	一	一	一	一	一
音樂	一	一	一	一	一	一	一	一	一
體操	一	一	一	一	一	一	一	一	一
家事	一	一	一	一	一	一	一	一	一

尙ほ別に課外に於て希望者に茶道生花の教授をなす

高等科

學科年及 科目	修身	國語	數學	歷史	地理	音樂	體操	家事	裁縫
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一
國語	一	一	一	一	一	一	一	一	一
數學	一	一	一	一	一	一	一	一	一
歷史	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地理	一	一	一	一	一	一	一	一	一
音樂	一	一	一	一	一	一	一	一	一
體操	一	一	一	一	一	一	一	一	一
家事	一	一	一	一	一	一	一	一	一

學科年及 科目	修身	國語	算術	歷史	地理	音樂	體操	家事	裁縫
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一
國語	一	一	一	一	一	一	一	一	一
數學	一	一	一	一	一	一	一	一	一
歷史	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地理	一	一	一	一	一	一	一	一	一
音樂	一	一	一	一	一	一	一	一	一
體操	一	一	一	一	一	一	一	一	一
家事	一	一	一	一	一	一	一	一	一
裁縫	一	一	一	一	一	一	一	一	一

裁縫 五 和服裁縫及洋服裁縫

五

全上及手藝

裁縫 五 和服裁縫及洋服裁縫 計 十六

尙ほ課外に於て希望者に茶道生花の教授をなす

第九條 學業時間左の如し

(イ) 午前九時より十二時まで

(ロ) 午后三時より六時まで

但し(イ)(ロ)は一週間交替とす

第四章 入學、退學

第十條 本校に入學せんとする者は當社女子從業員にして左記に該當するものに限る

一、普通科は尋常小學校卒業者の中より選抜入學せしむ

二、高等科は普通科修了者及高等小學校卒業者若ば之と同等以上の學力ありと認めたる者の中より選抜入學せしむ

第十一條 退學せんとするものは其の理由を具し學校長に願出で許可を受くべし

第五章 成績考査

第十二條 每學期の終りに於て試験を行ひ學年末に於て其の成績と平素の成績とを

考査し修業及卒業を認定す

第十三條 學校長は各科の全課を修了したる者には所定の卒業證書を授與す

第六章 賞 嘲

第十四條 本校生徒中學力優等品行方正にして他の模範とするに足る者は之を褒賞す

す

第十五條 本校生徒にして成績不良なるもの又は素行の治まらざる者其の他生徒として不適當と認めたるものには退學を命ずることあるべし

第七章 授業料及入學料

第十六條 授業料及入學料は總て之を徵收せず

(様式省略) 以上

即ち、尋常小學校を卒業して來たものは、

普通科に入學せしめる

から、此の修學年限が四ヶ年であり、

高等小學校を卒業して來た者は、

高等科に入學せしめ

るから、二ヶ年で卒業するのである。

さうして、卒業後の一 年間は、専ら、

裁縫、家事、生花、茶ノ湯、禮儀作法、料理、看護法、育兒法

等の所謂、花嫁教育を授けるのである。

斯うして公的募集に依つて、町村との間に理解し合ふて入社せしめた娘達を、

金儲けさせながら花嫁に仕立てる

のである。

さうして確實に、五ヶ年の年月を勤續せしめ得るのである。

これが、昭和式の、

新職工策の第二策である

のである。

六 従業者の訓練

最後の問題は、

三、これ等大多數の從業者と如何にして平和協調を保ち行くべきや
と云ふ、勞働事情安定の方策であるが、これに就いても、根本に於て、

公的募集法に依つて、或る農村の青年少女を舉村募入した
場合に於ては、他のバラ／＼の風來職工を募入したものに比較して、協調して行く
ことが容易であるのは勿論であるので、此の場合に於ては、工場當事者側に於て、
誠意を以て、

訓練を施すこと

が、最良の方法であるので、何よりも先づ、

工場に於ては、工場員としての義務を盡すべきことを
を強調訓練するのである。

其の訓練の實際的方法としては、嘗て吾人の記述した、

一 帝國製麻鹿沼工場の寄宿訓練法

と、それから、

二 共立モスリン館林工場の青訓主義

とに依つて、確實に、シツカリ訓練するのである。

茲に此の二つの方法を再記して見ると、

×

×

×

A 帝國製麻鹿沼工場の寄宿訓練法

栃木縣鹿沼町に在る、

帝國製麻株式會社 鹿沼製品工場

は、男女職工一千五百名程を使用する大工場であるが、古い歴史を有する工場丈け
に從業者の多くは、

通勤職工

であつて、工場の社宅及び鹿沼町並に其接續村落から、通ふて居る人が殆ど全部であるので、構内の女工寄宿舎には、五十名内外の在住者しかないと云ふ如き在様であつたのであるが、本年四月の小學校卒業期に採用した、

壹百三十餘名の新入工

から、採用の第一條件として、

一ヶ年間工場内の寄宿舎に入り、訓練を受くること

を誓約せしめることに仕られたのである。

それで、新入工は假令工場の門前の住民でも、其の家庭を出て、寄宿舎に入らなければならぬので、外泊は父母の病氣とか、己むを得ない用事で、舍監に届出で、許諾を得た上でなければ許されぬことになつて居るのである。

其の理由として、現在の工場長の語らるゝところを聞くに、

『此の新たに入社した當時が、最も訓練し易い時期で、云はゞまだ何の色

にも染まない白糸の如きものですから、此の時にシツカリ訓練して、

勤儉の色に染め

上げ、良い職工たる訓練を與へると云ふことには、工場に取つても、本人に取つても、極めて必要なことゝ存じます。

然るに、住居が區々になつて、親の家から通ふて居るのでは、シツカリした訓練が出來ないのであります。

それ故、一ヶ年間寄宿舎に入れて、共同生活をさせ、其の間に常住坐臥に勤儉相愛の良い習慣を形成せしめやうと云ふのであります。

殊に又た、始めて自分の働きに依つて、毎月幾圓かづゝの金儲けをするやうになつた時でありますから、學校行きの時代に、あれも欲しい、これも欲しいと思ひながら出來なかつた慾望が、自分の力で儲けた金を握つて見ると、それが急に燃えあがつて、親達の制止も聞かばこそ盲めつぼうに浪

費の惡癖に陥ると云ふ如き例が少くないので、其人に取つて一生の不幸を招く基になりますので、此の大切な時に、寄宿舎に於て十分の注意を以て監督して、

勤勞を好み、貯蓄を楽しむ

と云ふ美風を養成したいと云ふ趣意から、斯うして一ヶ年間は寄宿舎に入ることを、採用の第一條件としたのであります。

それで志願者にも、親達にも、一々私から此の趣意を説明して諒解を求めたところ、いづれも喜んで承諾せられ、一人の例外もなく、全部の新入者を、

寄宿舎に入れ

て、人事課の主任と、寄宿舎の主任及び世話係の人々が協力して、目下しきりに訓育に骨を折つて居られるので、既に著しい効果が見えるやうでありますので、満一ヶ年の期限が満了して、親の家から通ふ様になつても、相當良い働き人として工場の爲めにも、本人の將來の爲めにも、必ず良い結果を持ち来すことゝ期待して一生懸命に、皆なが力を協せてやつて居る次第であります。』云々

と云ふのであつた。

忙しく前途を急ぐ吾人は、尙ほ詳細に工場長なり、人事課長なりの意見を聞き、訓練の實際をも拜見すべきであつたが、それも出来ず、三四時間の會談で同工場を辭し、栃木行きのバスの客となつたのであるが、これ丈けの見聞でも、同工場の、新入工女に對する用意の並々ならぬ

ことを知つて、敢て茲に、これを、

新しい施設

として、推奨する次第であるのである。

B 共立モスリン館林工場の青訓主義

鹿沼から栃木に出た吾人は、そこから、源左衛門の佐野にまで汽車、佐野からタクシーを賃して、渡良瀬川を渡つて群馬縣館林町に出で、秋元氏の舊城内に在る、元の上毛モスリン、現在の、

共立モスリン株式會社 館林工場

を訪ひ、大東事務課長に面會して、新しい施設のお話を聞いたのである。

大東氏のお話に依ると、同工場の中村工場長は、男女工の訓練に重きを置き、特に、

男工の爲めには、青年訓練所

を工場内に設置して、小學校を卒業して新たに工場に入る青少年は、採用の條件の一つとして青年訓練所に入ることを誓約せしめて、未成年兒の時から、ヅーと青訓で、

國民的の訓練を與へる

ことを、訓育の基礎として居られるさうである。

此の結果、同工場の労働者は、浮華輕薄な現代思想に染むものは、皆無で、いづれも、

堅實確乎たる忠君勤儉の思想を有し

て、平和に勤勉に業務に從事して居られるさうである。

工場内に、青年訓練所を置いて居るところは、決して少くはないのであるが、此の訓練を職工訓育の基本とまで重視し、

これに入所することを採用の第一の條件とする

と云ふ如き例は、確かに良い施設の一つであつて、吾人は敢てこれを、新しい施設の一例

として推奨し、一般工場鑛山に普及されんことを切望する次第である。

此の二工場の事例は、

前者は女工

に、さうして、

後者は男工

に應用して、極めて有効確實な方法であると思はれるのである。

殊に、斯うした方法を、例の、

公的募集法に依つて、或る少數の農村から舉村募入した純真な青年子女に施す場合には、一層其の、

効果が顯著

なのであつて、斯うした工場、事業場に於ては、

決して勞資の反目對抗などの事はなく

して、上は下を敬愛し、下は上を敬慕すると云ふ如く、所謂、

舟と水との關係を持続して行つて、いつまでも、

平和諧調を維持して行く

ことが出来て、自然に、

事業の繁榮を結果する

のである。

七 総 結

以上の如く、第一に從來の私的募集法を改めて、

公的募集法を採用し

善良にして、永續性ある人々を雇使し、これに、第二の、

教育を施し

て、永續を計り、且つ其の品性人格の向上を爲さしめ、本人の將來の爲めに、
良き國民、良き花嫁たらしめるべく力を盡し、更に又た第三には、

シツカリした訓練

即ち、工人として、規律あり、服従の美德ある人を作るべく、有効なる方策を確立し實行することは、

事業繁榮の根本方策

であるのであつて、これを力行實施し得る事業主のみが、

將來斯界に覇を稱え得る

勝利者となるのであらう。

吾人は一般の工場鑛山の當事者が、

從來の行きがよりや、慣例に囚はれず

再考三思の上、此の、

新職工策を斷行

せられんことを、切望して己まさる次第であるのである。

（昭和八年七月三十一日朝 大垣の旅舍に於て）

四 昭和毛糸一宮工場の新しい施設

一 緒 言

四月中旬、名古屋地方の工場を巡回して、一宮市に行つた折り、同市外宮田の、
昭和毛糸紡績株式會社 一宮工場を訪問して、從業者待遇の諸施設を視察研究させて貰つたのである。

同工場は、昨年の秋頃から事業を開始せられた、

極めて新しい出来たての新工場

であつて、業務は、

紡織毛絲紡績、毛糸及製絨染色、製絨整理仕上げ

で、同地方としては、將來極めて有望な工場である。

現在は、未だ創業後間もないことであるから、従業員は、

男工三百九十人 女工四百六十人 計八百五十人

に過ぎないのであるが、二三年後には、此の倍數にも達するであらうし、同地方の毛織物業界をリードする重要工場となるであらう。

新しい工場であり、且つ新しい事業柄であるから、

對職工策や優遇施設にも、新しい機軸を出し

て居られるので、吾人は半日の視察研究に、多大の興味と利益を得ることが出來た

のである。

お目にかゝつた當事者の方は、

「餘り書いて下さらぬやうに」

とのお言葉であつたが、吾人の職責上

これが書かずには置かれやうか

でお叱りは覺悟の上で、ホンノちよつびり書かして頂くことに仕ませう。

二 健實な職工募集新策

先づ第一に感服したのは、此の工場の、

職工募入策の健實なこと

である。

詳細にこれを書くことは許されぬので、概要を語ると、此の工場の従業者募集地

は、

岐阜縣恵那郡

の、中津町を中心とした、

農村五ヶ町村に限られて居る

のであつて、始めからこれ等の町村の公吏、並に有力者と交渉して、代表者の來場を求める、工場の、

事業なり男女工の所得なり、待遇法なりを見聞せしめて、理解を得た上で、其の町村の、

青年、處女を擧つて來場せしめる

ことに約束したのである。

さうして、これ等男女の收入は一纏めにして、當該町村へ送金することにし、以て、

農村更生の資金に當てしめる

ことにしたのである。

村長及び其代理者、小學校長、父兄會の代表者達ちは、不斷に工場に來往して、村と從業者等との間の連絡を取り、又た會社の當事者も常に農村に往来して、父兄や、町村の人々と、

接觸を保ちつゝある

のである。

それで、現下一ヶ町村から、

百五十人、百人、五十人

と云ふ風に纏つた人數が入社して居て、其の勤務振りも極めて良好で、勤續率も、

半年間の成績が、九十八%

と云ふ如き、上々吉の勤續成績を示しつゝあると云ふことである。

三 高女卒業生の採用

第二に敬服することは、此の工場の従業者中の女工手が、其の服装と云ひ、禮儀のしとやかさと云ひ、態度と云ひ、寄宿舎に於ける生活の様子と云ひ、他には見られない程度の、

上品な、品格の高いものがあるのは、一見して驚かされるものがあるのであるが、この事の原因に就て、吾人が研究したところ、

これあるかなであつて、これ等の女工手さん達は、其の人数の五人毎に一人位の割合で、公立、県立の、

高等女学校卒業、實科女学校卒業

の處女が混入して居るのであるそうであつた。

即ち、附近の市町の女学校の校長さん達ちを工場へ招待して其の作業の状況なり待遇の實際なりを實見せしめた上、

教養ある女子の職業として決して賤しいものではないことを、十分に理解せしめて、卒業生の入場を勧誘すべきことを頼んだのである。時勢を見るの明を有し、

女子の職業線への進出する大勢

を察した校長は、此の會社の當事者の考えに賛成して、自校の卒業生を奨励して入社せしめて來たので、現に、

七十餘名の女学校卒業生が、一般の女工手として在社し労働して居るのであるそうである。

尤も、普通の尋常小學卒業程度の者よりも、

初任給に於て五錢の高給を拂ふことにして居られると云ふことである。

斯うして多數の教養ある少女が混入して、同一の生活をなしつゝあるのであるから、

自然に一般女工手の品位も高まり

到底教えて教えられない程度の、

品格に達し得る

のであらうと思はれるのである。

斯うした教養の尊重は單に女工手のみに限らず、

男工中にも多くの中等學校卒業生を採用して居る

さうである。

四 男女同卓

第三に吾人を驚かしたことは、此の工場の人々が、食堂に於て食事をするに當つて、

一つの食卓に男子四人、女子四人、計八人が就いて

向ひ合せになつて、食事をされることであつて、これは他では見られぬ、

珍らしい光景である

同工場の男從業員は、職員全部を加へると、殆ど、
女從業員の數と伯仲する

のである。

それを抽籤で四人宛分けて、一つの食卓に、男四人女四人を配することにするので、此の抽籤は、

三ヶ月毎に更新する

ことになつて居るので、誰が何處の食卓に行くか分らぬのである。

それで男の方は、工場長も、事務課長も、工務主任も、人事課長も、何處かの食卓に就て、女工さんと向ひ合つて親しく食事をすることになるので、全く無差別、

運次第で席が定まる

ことになつて居るのである。

此のことは、一寸考へると、何だか妙なやり方で、

男女を近づける

機會ともなりは仕ないか、又た工場長始め職員の人々に狎れしめることになりはしないかと思はれるのであるが、決して左様なことはなく、

同性のみの場合よりも、男女共に禮儀正しく、飯粒一つこぼさぬ

さうである。

さうして、お互に慎ましやかに食事をして、しかも何となく、

温かに親し氣

であつて、眞に、家族的の、

團樂の氣分が醸し出される

と云ふことである。

同工場の當事者の方は、これに關して、

「この試みは實に意外な好成績を示して居りますので、私共も驚いて居るので御座います。男女間の感情、美しい乙女心も、これを巧みに利用しますれば、教養上、又は荒い感情を索制して行く上に、非常に大きい效果があることを、此の實例に依つて教えられたのであります。」云々
と語られたのであつたが、これはたしかに面白い研究問題であると吾人も感服した次第である。

五 一齊に日記つけ

更にもう一つ面白いことを紹介すると、寄宿舎在住の四百名の女工手さんの中のN村出身の、

六十二名の人々に、日記を一齊につけることを強制して居られることがある。

これは其の本村の戸主達ちが、生活改善の目標として、一齊に、日記をつけることを本年から始めた

のに基いて、同村出身の女工手の中の二三名が、これに倣ふて日記をつけて居つたのを、全村出身の人々に相談の上、此村の人々に丈け、

一齊に勵行せしめた

のださうで、餘り詳しいと續かないから、其日々の氣分とか、功罪とか、費つた金錢の高位を記入せしめて行つて、將來は全寄宿舎の人々に、これを及ぼしたい考えであるさうである。

さうして此の日記の點検に依つて、彼等の要求、氣風を知り、又た、種々の統計の材料にも仕やうと云ふ計畫であると云ふことである。

しかし、始めから全部に強制することは、却つて不成績を招き、

虚言を記入せしめる如き缺點の基となる虞があるので、斯く一部から始めて、漸次、

全體に及ぼすことにする

のであると云ふことである。

此の事も、正直に日々の感情の一端を記入して行くと云ふ、

良い習慣を養ひ得た

ならば、此の日記が、彼女等を保護して行く、

良い方法の羅針盤

どもなつて、非常に貴い、

價值を持ち來し得る

ものであると認め、吾人の推奨せんとするものである。

六 総 結

以上の外にも種々の新しい施設があるのであるが、それは茲で發表することを遠慮して置かう。

僅かに、著しいものだけを擧げた、上記の四項に就ても、吾人はこれが皆な、現代の時勢に適應した

良い施設であつて、職工策に就ては、既に最善を盡して居るので、

これ以上の良策はない

と自慢して居る人々に對して、

尙ほやればやり方がある

と云ふことを、聲明するものであると思ふ次第である。

就中、第一の、

公的募集法

は、吾人の茲に記述した、

新職工策の規範

を與ふるもので、本邦の労働從業員の募集策上に、

一大新紀元を拓く

ものであると、吾人は激賞せざるを得ないのである。

五 新職工策實行問答

一 緒 言

茲に謂ふところの、新職工策と云ふのは、從來の募集方法を廢して、
公的募集法を實行し

郷里の町村と密接な關係結合のある男女を入社せしめ、さうしてそれに、適確な教
育訓練を施して、根本的に、永續性あり、且つ、

労働心の旺盛な從業者を得る
と云ふ點にあるのである。

吾人は頃日、某纖維工業の一工場を訪問した時、これに關して左の如き問答を、
該工場の當事者と試みたのであつた。

此の問答のAとあるは記者の言葉、Bとあるは其の工場の當事者のお答えである

二 土地の人の人

A「此の工場に今お働きになつて居る職工の方々は、此の土地の人が多いの
ですか。」

B『さうです。此の島へ持つて來て此の工場を建設した第一の動機が、此の
島には割合に人口が多く、そして産業が少いので、其の遊んで居る人々に
職業を與へ、一方には安い勞力を利用しやうと云ふ點にあつたやうですか
ら、勿論男女共此の島の人を雇ひ入れて、使用して居ります。』

A「そして、其の見込通り、安い勞力が容易に得られましたか？」。

B『イ、エ駄目です。島の人口は戸籍面こそ多いが、實際は此の土地に居ら
ないので、娘達ちは大抵、神戸、大阪へ女中奉公に行つて居りますので、折
角遊んで居る娘達に職業を與へやうとしても、募りに應ずる人が意外に

少いのであります。

八四

それで、娘のある家へ行つて、

娘さんを工場へお出しになりませんか

と、勧めますと、工場へ娘を出したら、初め何程の給料を呉れます。と尋ねますから、先づ初任給はこれくで、熟練して受負になれば、一日これく位の収入になります。と、説明しますとそれでは少ない。大阪へ奉公に出せば、向ふで食べさせて貰つて、初めから、月拾圓以上、一二年辛抱すれば、月拾五六圓位のお給金が貰へるのだから。と云つて、中々應じないのです。

A『するとやつぱり、大阪なぞと餘り變らない、高い初任給でなければ、募集に應する人が無いと云ふわけですネエ。』

B『さうです。それでも尚且つ、所要の人數を揃えることは中々困難であるのであります。』

A『それでは、始め此の島の過剰の遊民に職業を與へようと計畫した、創始者のお考えは、少々認識不足であつたのですネエ。』

B『さうです。充分に島の實情を究めないと、唯だ數字の上から、のみ物を判断した過失があるやうです。

それは然し、今議論しても始まらぬ事ですが、其の認識不足の考え方から定められた方針を守つて、所要人員を満して行かなくてはならぬ、我々當局者は中々ライのです。』

A『それは何う云ふことです。』

B『つまり、此の島のみの人を採用して、他の土地の人を使はぬと云ふ、從業者採用の方針なのです。これが爲めに我々は苦しんで居るのです。』

A『其の方針と云つても、さう絶對的のものでは無いのでせう。何うしても

いけなければ、重役に其の事情を具申して、そんな方針は變更して貰ふことですネエ。』

しかし、島民救濟と云ふ、

美しい動機から建られた工場

であるとすれば、モウ少し徹底的に、其の美しい創立者の意志を島民に傳へて、それでも應じなかつた場合に、始めて其方針を變へて貰ふべきで、一寸やつて見た丈けで、面白く行かなかつたからと云つて、直ぐに、

他の地方から従業者を連れて來る

と云ふ風にすることは、餘り輕卒で、創立者の美志が惜しいですなあ。』

B『それもありますなあ。』

A『此の島に村の數は幾つありますか。』

B『二町十六ヶ村程あります。』

A『其の十八町村の村長及び、小學校長を全部お招きになつて工場の實際をお見せになり、創立者の美しい意志を、御傳達になつたことはないのですか。』

B『イ・エまだそんなことはやつて居りません。近くの數ヶ村の村長には其の事を話し、工場も見せて、従業者の周旋を依頼したのですが、始めは熱心に周旋もしてくれましたが、父兄の前に申したやうな、女中奉公に出した方が、割りがよいと云ふ、反対にヘコタレて、現今ではさっぱり働いてくれぬやうになりました、甚だ成績が良くないのです。

それで、村長に無料で依頼することを止めて、

給料を拂ふ募集人を置かう

かとも考えて居るのです。』

A『それはいけませんネエ。有料周旋人を置くことは、多大の弊害を招く恐

しい害因です。それは断じておやめなさい。

それよりも、前に申しした、十八町村の村長助役小學校長の招待會を是非お催になつて、工場の操業の實況を見せ、

男女工の收入、寄宿舎の生活、學習機關の實際等を見學せしめ、さうして、

創立者が此の島の人々に職業を與へやうと云ふ、美しい意志をお話しになり、

月何萬圓の給料を支出する産業が、此の島に現出したのであるから、島の人々は競つて工場に來り、此の何萬圓を勤勞に依つて得るべしである。

これこそ、島民に與へられた、

天與の福利であり、權利である

と云ふことを繰り返して話し、若し此の島の人々が、進んでこれを取らない場合には、つまり島から人の得られぬ場合には、他地方から人を募集して来て、此の福德は、

他の土地へ奪ひ去られて仕舞ふぞ

と云ふことを警告して御覽なさい。

農村の更生、漁村の更生と云ふことに、一齊に努力して、

雜木山を拓いて果樹を植える

如き、土地の産業興隆に、一生懸命に働きつゝある現勢ですもの、五年八年の後でなければ、結實を見ない果樹園でなくして、現在、今の今から働けば金の取れる、

立派な金のなる木の工場

を目の前に見せられ、かう云ふ有り難いお話を聞いて、感激しない村長、

校長があつたならそれこそ馬鹿です、村治も教育も託せない低能者です。

十八町村の村長校長の悉くが、さう云ふ馬鹿者ばかりでは無いでせう。

五六村の村長、校長が感激して、土地の爲めに働いてくれゝば澤山です。

四百や五百の女工さんは、易々として集め得られませう。

招待しても來ない村には、貴下自らお出かけなさい。さうして今の通りにお話なさい。

村長の盡力周旋を頼むにしても、

周旋を頼む態度は断じて不可である

のです。

宜しく、土地の人の天與の福利を、權利として取るべしである。と云ふ風に、堂々と説くのがよいですね。

B『成程よく分りました。私の考えが、そこまで進んで居りませんでした。

三 女中奉公の利害

大いにやりませう。先生の御高教に基いて、極力やつて見ませう。』

A『おやりなさい。是非おやりなさい。大變に愉快なことですよ。』

B『ところで先程申し上げた、大阪や神戸へ女中奉公に出るのと、工場で働くとの利害得失ですが、此の島の人達ちは、女中奉公と云ふことを、非常に良いものゝ様に信じて居るのですナ。

さうして、それと比較して、工場の労働を嫌ふのですが、これを、

何とか説き破る方法

は無いものでせうか。』

A『大いにありますナ。先づ第一に、給料が、

初めから拾圓以上も取れる

と云ふことだが、これは景氣の良かつた十五年前、十年前の夢で、今日では中々そんなに呉れるものではありません。

尋常小學を卒業した者、即ち十五位の小娘なら、現在大阪で、

月五圓が關の山

です。

月拾圓以上も取れると云ふのは、手代小僧の二十人も居る大商店の台所で一度に米の一斗も炊くやうな、大世帶の台所で下働きでもすれば、何うかしませんが、十七や十八の娘さんには逆も勤まりません。

月十五圓も取る上女中になるには、裁縫も出來、お行儀も出來て、しかも容貌も美しい優秀な娘さん

でなければなりません。

それを、農家や、漁業の家の娘さんが望むのは、これも無理なことであります。

要するに、所得の點から云ひますれば、

女中奉公程割の悪い仕事

は恐らくありますまい。それを工場の労働と比較して、お金の儲け高を論ずるのは、全く認識不足も甚しい次第です。

加之、女中奉公には、衣類が相當に要ります。恐らく本人の得るお金の大半は、此の方へ消えて仕舞つて、月何圓と云つても、それは呼び聲丈で親の手元へ入る金は、

云ふに足らぬ程でせう

かう云ふことを考えずに、所得云及を論ずる如きは、大いに誤った考えです。

其のことを詳しくお話になりましたら、そんな反対論なんか容易に、説き

破ることが出来ませう。』

B『成程其の通りでせう。しかし親達ちは、娘の、

行儀見習ひ

と云ふ點を非常に重く見て居りまして、これあるが故に娘を喜んで奉公に出すのです。』

A『それも、舊い夢を見て居るに過ぎません。現今餘分の人手を雇入れて置いて、餘暇に何等の修養を與へつゝある如き、餘裕のある良家と云ふものがさう澤山あるものではありますぬ。』

大抵の家庭では、三人の女中は二人に、一人あつたものを、一人に減らして、

台所経済を考える時代

ですから、女中さんは朝から晩まで追使はれて、修養どころか、休養を何

よりも欲して居る在様です。

しかも、大多數の家庭の空氣が濁つて參つて居るので、女中さんには、

貞操の危険

と云ふことも大分加つて参りました。

地方の親達の中には、娘の貞操と云ふことを、左迄重く見て居ない人々もあるやうですが、これは女の爲めには、

一生の大事故

でありまして生命に替えても守らねばならぬものであります。

都會へ娘を出した爲めに、此の大切な女の生命を失ひ、墮落した女になると云ふ様な危険があるならば極力これを阻止しなくてはならぬのであります。土地の工場に入れて、

業務の餘暇に相當の修養をさせて貰へる

上に、貞操を完全に保護して貰へると云ふことが、親達ちにハツキリと分

れば、女中讚美の謬見も、必ず醒めるときが参るでせう。

斯うした事柄を、村々に行つて、村民を集めて堂々と演説して聞かされる

ことがよいのであります。』

B『イヤ有り難う御座いました。種々御高教を下さつて大いに利益を得ました。今後微力ながら、お教えに従つて、

ベストを盡しませう

と存じます。此の上ともにお教えの程をお願ひ申上げます。』

× × ×

もつと云ひたいことが、残つて居たが、汽船の時間が來たので、お暇をして、船
つき場に向つて急いだのである。

(昭和八年八月二十五日 大牟田の旅宿にて)

新職工策類似法實例一斑

一 緒 言

吾人の所謂「新職工策」の根本義たる、

農村更生の時勢を善用する公的募集

では無いが、これと軌を一にし、殆ど此の方策の理想に類似した、労働者募集法の
幾つか、既に我國の工場に於て實行されて居るのである。

其の事例中の最も著しいもの一二を、茲に掲げて一般工場鑛山の當事者の御参考
に供さうと思ふのである。

一 日清紡績濱松工場の事例

静岡縣濱名郡北濱村大字貴布^ブ_キに在る、

日清紡績株式會社 濱松工場

に於ては、數年以前から、

豫備職工制度

とも云ふべき、募集契約法を實行して居るのである。

其の方法の概要は、毎年、

三月の小學校卒業期前に、濱名郡、磐田郡等の各町村の小學校へ、工場從業者採用の廣告

を配附して、應募志願者の申込みを受けることにして居るのである。

さうして豫定してある締切日に、其の申込みを〆切り、

十人以上の應募志願者ある學校へは、社員と社醫とを出張せしめて、簡易な、

メンタル、テストと健康診斷とを行ひ

て、合格者には、抽籤で、

採用番號を引かしめ

て、必要に應じて、其の番號順に呼び出して、雇入れることに、

豫約をする

のである。

年に依つては多少の差はあるが、大抵、

合格者の二分の一、若しくは三分の一

は、四月又は五月に入社せしめて、餘った二分の一或は三分の二が、

豫備員として、其の後の一年間

に補充として、呼び出されて入社することになつて居るのである。

尤も、合格者を決定する時に、大抵人數の割當を以てをして、

一村毎に何人を探る

と定めて置いて、豫約をすることになつて居るのであるから、甚しく、人數が餘つて、豫約した人々が待ちばけを食はされる云ふことはないさうである。

三月近くなつて、人員に不足を生じ、豫約してある、

豫備の人々を皆な呼び出しても足りない場合

には、足りない儘で、次の契約期まで待つて、急いで雇入れることになつて居るのである。

又た、意外に職工の移動が少く、豫約の人數が呼び出されなくつて、

翌年の募集期にまで残る如き場合

には、其の人々には、

優先權を與へて、更に採用試験をする

ことになつて居るさうである、

斯う云ふ風にして、毎年小學校から、卒業期に志願者をまとめ、試験の上、雇入れの豫約をして置き

さうして、必要に應じて、

番號順に呼び出す

ことになつて居るのであるから、勿論、

募集人や、下募集人は必要がない

のである。

又た其の募集をする區域も、せいぜい、

七八里も離れたところが一番遠いところで、大抵は二三里位距つた、

附近の町村の小學校

で、これを行るのであるから、旅費なんかも不要で、

何等の費用もかゝらず

従つて、所謂、

募集に伴ふ弊害

の如きも皆無で、始めから、

永續性のある、善良な人々を得ることが出来るのである。

三 日本化學製絲の事例

第二の事例は、近く操業を開始される、

愛媛縣新居郡新居濱町の、日本化學製絲株式會社 新居濱工場

に於ける實例であるが、同社に於ては、

本年三月の小學校卒業前

に、近接した、

新居、周桑、宇摩の三郡に於ける各町村

の小學校長に招待狀を出して、來新を求め、來集の校長の人々に向つて、

高橋取締役、工場長

から、工場事業の一般、雇傭の條件、待遇法、收入の豫定額、從業者の資格等を説明して、

應募志願者の申込方

を依頼したのださうである。

これに對して、申込んで來た志願者の人員は、

男子 五千餘名

女子 四千五百名

の多きに達したさうである。

そこで、會社より、社員並に醫師を村々の學校に派して、

能力試験と、健康診斷を執行し

て、第一回の所要人員、

男子一千五百名

女子一千五百名

を、各村に割當て、

雇傭の豫約をなし

四月以來、毎月、

男子壹百名

女子壹百名

を、其の中から呼び出して、入社せしめ、これを、

岡山縣倉敷町の 倉敷絹織株式會社、

に送つて、二ヶ月間宛の、

見習練習を爲さしめ

て、これを卒業した者は、順次呼び戻して

郷里の實家へ、歸休せしめ

て、工場の完成次第、招集する日を待たせて居るのださうである。

さうして、呼出しを受けて、既に練習を終つた者、及び現に倉敷に行つて、

見習ひ練習中の者

が、

男女各六百名

に上つて居るさうで、これ等の人々は、

十月に工場が完成して事業を開始さるゝ日

には、一令の下に呼び出され、工場に來つて事業に從事する

現役の従業者となる

のである。

新たに事業を開始して、良い成績を挙げやうと云ふには、

これ位の周到な注意があつてよい

と、吾人は同社の計畫に敬服した次第である。

四 東洋紡績三本松工場の事例

第三の事例は、

香川縣大川郡三本松町に在る、東洋紡績株式會社 三本松工場
に於ける實例である。

此の工場は、本年の春運轉を開始した、

新設工場

であるが、此の地方大川郡は、昔からの有名な、
紡績織布女工の出身地

であつて千名を越える多人數が岡山や兵庫や、大阪やの工場へ出稼ぎして居たこと
もある程の、地方があるので、一時は、

これ等の女工が送金する毎月何十萬圓かの金

が、地方の農民をうるほした事もあるので、この地方の人々は大抵、紡績の勞働に
對する理解と尊敬とを有して居るのである。

此の地に新工場の設立されたのも、一つは、

地方の有力者の希望と盡力とに依る

次第であるので、會社の主腦者に於ても、此の地方の空氣と、傳統とを利用すべく
計畫して、工場従業者の募集には、町村長や、地方有力者の助力を求めて、

殆ど公的募集に似た方法

に依つて、各村から何十人と云ふ、集團的の人々を募入したのであるさうである。

五 総 結

以上は、純粹のものでは無いが、吾人の所謂、

公的募集に類した方法

に依つて、職工の募入を巧みに行はれつゝある事例の一斑である。

これに依つて吾人は、

斯うした新しい募集法は、時代の要求に基くものであつて、他の何れの工場に於ても、近き將來に於ては、皆な斯し仕なければならぬことになつて、これを實行しない者は、

其の弊害と、損失とに堪えない

時が來ることを豫測して、當事者の三思を切に希望する次第であるのである。

昭和八年十月一日印刷　『職工策革新の機運』 定價壹圓也

昭和八年十月十日發行

大阪市東淀川區國次町一〇九

編輯發行人

兼印刷人

宇野利右衛門

同 所

印刷所 工業教育會印刷部

大阪市東淀川區國次町一〇九

電話(36)北八五七番

發行所 工業教育會

新職工策に關する具體的の事項は
今後續々本會發行の、

『職工問題資料』

誌上へ掲載發表致します。

尙ほ詳細に此の事項に就て知らんとする方々は同資料を御購讀下さい。

◎見本並に規定書進呈◎

終